

未利用市有地（土地）の一時貸付募集要項

次の未利用市有地について、売却処分や再利用までの暫定的な土地活用として、管理上支障のない範囲で一時貸付けの公募を行います。

借受けを希望される方は、本要項を確認していただき、申し込みをしてください。

1 一時貸付対象物件

	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)	1 ㎡あたりの 貸付料 (円／年) ※
1	中通市有地	松山市中通甲 9-1 (外 1 筆)	1,093.32	263
2	東方町市有地	松山市東方町甲 906-3	61.65	758
3	和気町市有地	松山市和気町一丁目 67-1	2,101.39	1,127

※実際の貸付料は端数計算により異なる場合があります。

- ・物件は現状での貸付けとし、市は修繕等の義務を負わないものとします。
- ・松山市が公用又は公共用のために使用する場合は、貸付期間中であっても貸付契約を解除することがあります。
- ・貸付期間は1日単位によるものとし、原則として令和8年3月31日までとします。
- ・貸付期間終了後は、貸付前の状態に回復して返還してください。

2 貸付料

貸付料（年額）は、1㎡あたりの年間貸付額×貸付面積とします。

- (1) 年間貸付額は、市の算定基準に基づき算出した価格です。
- (2) 貸付期間が1年未満であるときの貸付額は、月割又は日割となります。
- (3) 貸付期間が1月に満たない場合は、貸付額に消費税が加算されます。
- (4) 貸付物件の価格が著しく上昇したとき、その他正当な理由があるときは、市は借受人に対し、貸付額の改定を請求することができるものとします。

3 利用用途

一時的な利用であるため、借地権等の権利が発生しない用途とします。

(1) 貸付けできる例

- ア 駐車場として使用する場合（賃貸駐車場除く）
- イ 工事の資材置場等として使用する場合
- ウ 仮設の現場事務所用地として使用する場合

(2) 貸付けできない例

- ア 建物又は構築物等の建設を目的とする場合（仮設含む）

- イ 貸付地内での営業行為を行う場合（駐車場営業含む）
- ウ 転貸する場合
- エ 廃棄等を目的とする産業廃棄物及び残土等の置場として利用する場合
- オ その他、市有地の利用にふさわしくないと認められる場合
 - ・公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切であるもの
 - ・騒音、悪臭、振動の著しい場合など、管理又は環境保全上不適切であるもの

4 対象者

次に該当する方は申し込みできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に定める者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で当該認定をした日から2年を経過しない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は警察当局から排除要請がある者
- (3) 市税の滞納がある者
- (4) 個人及び法人以外の者

5 貸付申込

申し込みをされる前に、管財課へ貸付状況等を確認してください。

(1) 貸付期間

令和8年3月31日までのうち、希望する期間

(2) 申込方法

下記の書類に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添えて受付期間内に管財課へ持参してください。申し込みは先着順に受付します。

①申込者が個人の場合

- ・一時貸付申込書（様式第1号）
- ・土地利用計画（計画図添付）（様式第2号）
- ・印鑑登録証明
- ・市税の完納証明書

②申込者が法人の場合

- ・一時貸付申込書（様式第1号）
- ・土地利用計画（計画図添付）（様式第2号）
- ・法人登記全部事項証明
- ・印鑑登録証明
- ・市税の完納証明書

(注)各種証明書は申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

なお、提出書類は返還しません。

(3) 受付期間

令和8年3月17日（火）まで

＊受付時間は、土・日曜日・祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く
午前８時３０分から午後５時まで

（４）その他

申し込みは先着順に受付します。

６ 契約の締結

契約内容に応じて契約書の標準様式により契約を締結します。

標準様式は別に掲載していますので、あらかじめ確認してください。

７ 貸付料の納付方法

契約締結後、市が発行する納入通知書により、指定期日までに貸付料全額を一括で納付してください。

８ 契約の解除

次に掲げる場合に該当したときは、契約を解除します。

（１）借受人が、契約に定める義務を履行しないとき

（２）国、地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用に供するため、貸付財産を必要とするとき

（３）借受人が、上記４（１）から（２）に定める要件に該当したとき

９ 返還時の条件

貸付期間の満了により契約が終了する場合は、その期日までに、借受人の責任と負担において、貸付物件を原状に回復して返還してください。

１０ その他

一時貸付契約書に添付する収入印紙、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、借受人の負担となります。